令和三年カジノ管理委員会規則第二号

びロ並びに第四項、第二条ただし書並びに第三条第一項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整特定複合観光施設区域整備法関係手数料令(令和三年政令第二百七号)第一条第一項第一号イ及特定複合観光施設区域整備法関係手数料規則 法関係手数料規則を次のように定める。

(試験項目及び試験項目別費用額)

のカジノ管理委員会規則で定める項目は、電磁的カジノ関連機器等の種別ごとに別表試験項目の第一条 特定複合観光施設区域整備法関係手数料令(以下「令」という。)第一条第一項第四号イ 欄に掲げるものとする。

別ごとに別表試験項目の欄に掲げる試験項目に応じ、 る額とする。 別ごとに別表試験項目の欄に掲げる試験項目に応じ、それぞれ同表試験項目別費用額の欄に定め(令第一条第一項第四号イのカジノ管理委員会規則で定める額は、電磁的カジノ関連機器等の種

(令第一条第一項第四号ロのカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等)

第二条 令第一条第一項第四号ロのカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等は、 子さいころシェーカーとする。 電

(旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目)

第三条 令第一条第五項の旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、 ろによるものとする。 次に掲げるとこ

は、東京都港区虎ノ門四丁目三番一号とすること。 法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地について 承認又は検定のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年

構造若しくは設備又は電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等の審査を実施す二 カジノ関連機器等製造業の許可若しくはカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の る日数については、二日とすること。

旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。 内閣総理大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該

施する地に往復するのに要する日数を加えた日数とすること。 当該出張に係る旅行日数については、第二号に規定する審査を実施する日数に当該審査を実

(手数料の納付)

ノ関連機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付する場合及び令第一条第三第四条 令第二条ただし書のカジノ管理委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる電磁的カジ 項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により加える手数料を納付する場合とす

電子ゲームシステム 別表一の項試験項目の欄24の同表試験項目別費用額の欄に掲げる

二 電子テーブルゲームシステム ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム 別表二の項試験項目の欄23の同表試験項目別費用額の欄に 別表三の項試験項目の欄20の同表試験項

目別費用額の欄に掲げるもの の欄に掲げるもの クライアントサーバゲームシステム 別表四の項試験項目の欄34の同表試験項目別費用額

プログレッシブシステム 別表五の項試験項目の欄6の同表試験項目別費用額の 欄に掲げる

(令第三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等)

第五条 令第三条第一項のカジノ管理委員会規則で定める電磁的カジノ関連機器等は、電子さいこ ろシェーカーとする。

七月十九日)から施行する この規則は、特定複合観光施設区域整備法 (平成三十年法律第八十号) の施行の日 (令和三年

(令和四年一一月二日カジノ管理委員会規則第三号)

第三百四十一号) この規則は、特定複合観光施設区域整備法関係手数料令の一部を改正する政令 の施行の日から施行する。 (令和四年政令

	ره.	ПМ	•		10		ره.	7					$\overline{}$	li/A			, ,			`				Æ	n	,	·/ 1=	±.		- 1	_
																						الله الله	テム		-	種別	景 関 章 連		電 磁	別 表	
2 2 6 5	2 4	2 3	2 2	2 2	2 に	1 9	要 1 な 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	は 1 モ 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	ス	2	電 1) 機			(第一条関係)	
情報の表示に係る試験	カジノ行為に係る試験		機械	ハードウェア式乱数発生装置こ系る試験	20 ノフトウェア式礼女巻目表置こ系る式倹による故障を防止するための必要な措置に係る試験	渉、電磁気干渉、電波干渉及び	要な措置に係る試験		通信に係る試験	ケーブルに係る試験	電源装置に係る試験	タワーライトに係る試験	機械式表示装置に係る試験	はモニターに係る試験1111カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又111カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又	プレイヤーインターフェースに係る試験	プリンタに係る試験	紙幣等の支払及びその会計処理に係る試験	ビルバリデーターに係る試験	紙幣等の受入れ及びその会計処理に係る試験	重要メモリーに係る試験	プログラム記憶装置に係る試験	ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験		ロジックエリアに係る試験	キャビネット及び外部扉等に係る試験				項目	《関係》	
五百円円	までごとに一万七千二百円当該試験に要する時間一時間	1 1		三百四十五万六千六百円	五百十八万四千七百円	液体干涉二十万七千三百円	<u>必</u> 三万四千丑百円	二十七万六千五百円	五百十八万四千九百円	一万七千二百円	一万七千二百円	三万四千五百円	三万四千五百円	<u>─</u> 万七千二百円	三万四千五百円	三万四千五百円	二十七万六千五百円	三万四千五百円	一万七千二百円	二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	一万七千二百円		三万四千五百円	一万七千二百円				試験項目別費用額		

 三 デ	2		-								-	-												-							ステム		ブラレラ	F =	-				
1 キャビネット及び外	30 マルチプレイヤーマシンに係る試験	29 バックアップに係る試験	28 システムセキュリティに係る試験	27 電子発生メーターに係る試験	ーターに係る試験	ドに係る試験	情報の表示に係る試験		23 カジノ行為に係る試験	22 システム時計に係る試験	21 機械式乱数発生装置に係る試験	20 ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	19 ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	を防止するた	18 静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉	要な措置に係る試験	ト『後帯等 この 安売二 こう思沙野 ごち こうこう の外 部機器等に係る記駁	通信に係る試験	ケーブルに係	13 電源装置に係る試験	12 タワーライトに係る試験	はモニターに係る試験 11 太シノ行為に関する情報の表示を行うティスフレイ又	フレイヤーインターフェースに係る討験	プリンタに係る試験	紙幣等	ヒルバリテーターに係る試験	幣等の受入			3 ロジックエリア内に格納するプリント回路基板に係る試験	•		アーコーラに存る診験	2 1 コ キ ナ ソ ヒ	テアデスノ、女がトル軍等に長ら式ッフに係る話場	こだった食サーバ機能を有するマルチプレイヤーマシンのバッサーバ機能を有するマルチプレイヤーマシンのバッ	イに係る試験 機能を有するマルチフレイキーマシンのシス	9 マルチプレイヤーマシンに係る試験	
一万七千二百円	二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	三万四千五百円	三万四千五百円	二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	までごとに一万七千二百円	当該試験に要する時間一時間	三万四千五百円	百三十八万二千六百円	三百四十五万六千六百円	五百十八万四千九百円		6二十万七千三百円	<u>東</u> 三フロ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	二十七万六千五百円	五百十八万四千九百円	万七千二百円	一万七千二百円	三万四千五百円	一 万七千二百円	三万四千五百円	三万匹千五百円	二十七万六千五百円		一万七千二百円	二十七万六千五百円	二十七万六千五百	一万			三刀四月五百尸	二方四千五百日		夕 二十七万六千五百円	三万四千五百円	二十七万六千五百円	
幣等の支払及びその会計処理に係る試験		常等の受入れ及びその会計処理に係る試験	重要メモリーに係る試験	フロクラム記憶装置に係る記り			する ことニコンPり本糸できてする一回 異されり存み言葉	コンツクエリア内こ各枘するプリント可洛基仮こ系る试論	ライア2 ロジックエリアに係る試験	キャビネット及び外部扉等で系る試験	マルチプレイヤーマシンに落る試験	バックアップに系る試験	システムセキュリティこ系る試験	電子発生メーターこ系る式検電子発生メーターこ系る式検	電子会計メーターこ系る式検盟子ニート作名言思	2.1 情報の表示に係る試験 -		カジノ行為に係る試験	19 システム時計に係る試験 = -	- による牧障を防止するための必要な措置に系る試験 「 「	18 浄電気攻電戸歩、電滋気戸歩、電皮戸歩及び夜本戸歩三男が非量に依る言題	要な措置に係る式検 17 外部機器等との接続による悪影響を防止するための必三万四千五百円	る試験	通信に係る試験			タワーライトに係る試験	はモニターに係る試験 ココープミン谷系に関する情報の表示を行って、フェレンス	フレイキーインターフェースに使る診断) プレイヤーインターフェースご系も式食 フリンタに係る記場	※ ン・ころうな食 紙幣等の支払及びその会計処理に係る試験	ビルバリデーターに係る試験	紙幣等の受入れ及びその会計処理に係る試験	要メモリーに係る試験	ログラム記憶装置に係る試験	4		テ ー ブ 一 ブ コジックエリア内に格納するブリント回路基板に係る試験 万七千二百円 青 青 子3 ロジックエリア内に格納するブリント回路基板に係る試験 万七千二百円	官子
二十七万六千五百円	二万四千五百円	三万四千五百円	一十七万六千五百円	二十七万六千五百円			- 7 -1 - = - = F	一万七千二百円	二万四千五百円	一万七千二百円	二十七万六千五百円	一十七万六千五百円	三万四千五百円	三万四千五百円	一十七万六千五百円	二十七万六千五百円	までごとに一万七千二百円	当該試験に要する時間	三万四千五百円	7 1 1 1 1 1 1	一十万七千三百円	二万四千五百円	二十七万六千五百円	五百十八万四千九百円	一万七千二百円	一万七千二百円	二万四千五百円	ーフ 七 千 二 百 日	くて ラゴチニョ 日	三万四千五百円	二十七万六千五百円	二万匹千五百円	三万四千五百円	一十七万六千五百円	二十七万六千五百円			一万七千二百円	

			-	ム :	シッ	口	Ŧ				_													_																			=
5 機械式乱数発生装置に保る試験	をもしっても	4 ハードウェア式乱牧発主装置に存る詐騙	3	,	シッスシステブ	グ	五 プ1 プログラム記憶装置に係る試験	37 マルチプレイヤーマシンに係る試験	36 サーバベースゲームシステムに係る試験	メントシステムへの転送に係る試験	-ター情報のカジノ		3 4 カジノ行為に係る試験	ロードし、当該プログラムを実行する場合に	33 サーバからプレイヤー端末に重要制御プログラムをダ	32 ログに係る試験	31 サーバの自己検証に係る試験	る試験	サーバ	29 システム障害に係る試験	28 システムセキュリティに係る試験	27 通信に係る試験	26 サーバに係る試験	25 電子発生メーターに係る試験	24 電子会計メーターに係る試験	23 監査モードに係る試験	22 情報の表示に係る試験	21 システム時計に係る試験	20 機械式乱数発生装置に係る試験	19 ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	18 ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	にめの必要な措置に係る試験	渉、電磁気干渉、電波干渉及び		よる悪影響を防止するため	15 外部機器等に係る試験	14 ケーブルに係る試験	13 電源装置に係る試験	12 タワーライトに係る試験	はモニターに係る試験	る情報の表示を行うディスプレ	0 プレイ	9 プリンタに係る試験
	ヨファイブ百円	子,				二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	三万四千五百円		マネジ三万四千五百円	百円七	当該試験に要する時間一時間		$\overline{}$	二十七万六千五百円	二十七万六千五百円		検証二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	三万四千五百円	円シ	百円	三万四千五百円 六		二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	三万四千五百円	百三十八万二千六百円	三百四十五万六千六百円	五百十八万四千九百円		液体干涉二十万七千三百円		の必三万四千五百円	二十七万六千五百円	一万七千二百円	一万七千二百円	三万四千五百円		イ 又	三万四千五百円	三万四千五百円
	ろシ [*]	1	電電子さいころシェーカーに系る試験	構造そ	止するために必要な措置に係る試験情報を表現している。	安戸歩こ	建信に	11言こ		/ リ <u>、</u> ン		電1 重要メ	9 構造その他の事項に係る試験	8 機械式乱数発生装置に係る試験	7 ハードウェア式乱数発生装置に係る試験	6 ソフトウェア式乱数発生装置に係る試験	防止するために必要な措置に係る試験	静電気		3 通信に係る試験		ヤツ	ンプ2 プログラム記憶装置に係る試験	1 重要メ		デー	る試験	各電	15 プログレッシブにおいて顧客が勝った場合に係る試験	による故障を防止するための必要な措置に係る試験	14 静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉	13 ティルト状態からのカジノ行為の再開に係る試験 十三万八千二百円	びその直前の状態に復旧する機能に係る試験	12 エラーが確認された場合にティルト状態とする機能及	る試験	R R E N T V A	10 複数のプログレッシブシステムの接続に係る試験 二十七万六千五百円	に係る試験	ントローラーのCURRENT V	イベントの保存に係る試験	7 通信に係る試験		6 カジノ行為に係る試験
_		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	一万七千二百円	一万七千二百円	<u> </u>	よる女章を二十万七千三百円三万四十五百円	三十七万六十五百日	ニトニテスト五百月			二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	三万四千五百円	六十九万千三百円	百七十二万八千三百円	二百五十九万二千四百円		二十万七千三百円	三万四千五百円	二十七万六千五百円			二十七万六千五百円	二十七万六千五百円		タを他の 三万四千五百円		送 一万七千二百円	<u>**</u> 三万四千五百円		<u> </u> 一十万七千三百円	十三万八千二百円		及十三万八千二百円		<u>人</u> 一万七千二百円	二十七万六千五百円		A二十七万六千五百円	二十七万六千五百円	八十六万四千百円	までごとに一万七千二百円	当該試験に要する時間一

·	
スンネジ十 テトジノ ム ンメマカ	幾 ウ九 エ
クトジノ ム	払チート
<u>シメマカ</u> 1 1 1 1 検 9 8 に 7 6 5 4 3 2 1 2 1 1 1 1 置 1 要 1 1 1 1 1 1 9 8 7 6 5 4 3	<u>戻ャバ カ</u> 2 1
1 1 1 1 検 9 8 に 7 6 5 4 3 2 2 1 0 証	
電 「係	ロキジャ
1 1 1 6 9 8 に 7 6 5 4 3 2 1 2 1 1 1 2 3 2 2 1 0 証 係 機電シスもジ子ラ信目 フ信目 バスタブモにゲテのノ会目にバンクロ目保日 大会日にバンクロ目保日 グラロー保日 大会日 インスを子を表して、アースをおりにアラックのインスを対して、アースを表して、アース	ジャッピ
機電シるカ電 エ通サフ 電	クネエッ
1 1 1 検 9 8 に 7 6 5 4 3 2 1 1 1 1 1 1 9 8 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 億 5 4 3 2 1 0 9 8 7 億 5 4 3 2 1 0 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 6 5 4 3 2 1 0 9 9 8 7 億 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 5 6 7 6 6 5 6 7 6 6 5 6 7 6 6 5 6 7 6 6 5 6 7 6 6 5 6 7 6 6 5 6 7 6 7	リトア及
機電システム 記憶装置に係る試験 電子会計メークリーントエンドラムに係る試験 サーバックステム は資金の表示に係る試験 サーバックステム は資金の表示に係る試験 サーバ及びデータムに係る試験 サーバ及びデーターに係る試験 サーバ及びデーターに係る試験 サーバ及びデーターに係る試験 サーバ及びデーターに係る試験 サーバックアクカムに係る試験 で係る試験 大ームに係る試験 での表示に係る試験 で係る試験 での表示に係る試験 で係る試験 での表示に係る試験 で係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 での表示に係る試験 でのる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	ア 及 に び
マーマース マーマース 大学 マーマース マース	に係る試
1 1 1 0 システム記憶装置に係る試験 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ロジックエリアに係る試験キャビネット及び外部扉等に係る試験
The image	験等
	係
証 る 制 試 成 ち 存	るは
(係る試験 (係る試験 (の検証機能に係る試験 (にんる試験 (にんる () (() () () () () () () () () () () () () (験
「 (
性 器	
三	三万四千五百円
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	11 1
	
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	円円
	則備

ための必要な措置に係る試験 14 静電気放電干渉及び電磁気干渉による障害を防止する二十万七千三百円13 バウチャー検証システムに係る試験 二十七万六千五百円

(令和三年カジノ管理委員会規則第一号)別表第三において使用する用語の例による。考 この表において使用する用語は、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規 ための必要な措置に係る診験